

令和 7 年駒ヶ根市教育委員会第 7 回定例会 次第

令和 7 年 5 月 2 7 日 (火) 午後 2 時
駒ヶ根市役所 保健センター 2 階 大会議室

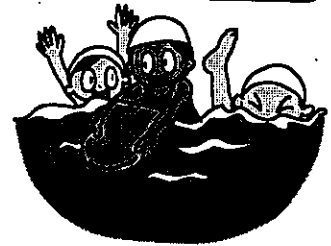
- 1 開 会
- 2 教育長報告 P1
- 3 事業報告及び事業計画 P3
・ 定例教育委員会 6 月 24 日 (火) 午後 2 時 市役所南庁舎 2 階 大会議室
- 4 審議案件
議案第 1 号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について P5
議案第 2 号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について P7
議案第 3 号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について P8
議案第 4 号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について P9
議案第 5 号 旅館業営業許可申請に係る意見について 別紙
- 5 協議事項
(1) 駒ヶ根市こども計画 (素案) について 別紙
(2) 総合教育会議について P14
- 6 報告事項
(1) 行事共催等承認申請の専決処分について P19
- 7 その他
(1) 令和 7 年度子育てサポーター養成講座について P20
- 8 閉 会

令和7年度 第2回駒ヶ根市定例教育委員会 5月27日(火)

「五月雨や 名もなき川のおそろしき」 与謝蕪村

季語：五月雨（夏）

意味：梅雨の雨が降っている。名前もしらない川だけど、雨になると恐ろしいものだ。



♥ 江戸時代、まだ川にかかる橋はそんなに多くありません。ちょっとでも増水すると足止めになり、無理をすると命取りにもなったと言います。梅雨の降ったりやんだりの続く雨（五月雨）の中では、日頃何気なく渡っている川も怖く感じたのでしょうか。昔の人々は、自然に逆らうことなく、一体となって生活していたことが伺われます。

◆先達の教え① 達川式・勝つための人間育成術 令和7年経済月報4月 達川光男の講演会より

○優勝確実のソフトバンクが負けたわけ（コーチに招聘されて選手を見て感じ、そこで指導したこと）

- ・挨拶はできないし、首脳陣は批判する。選手たちは個人主義というような感じで、自分勝手にやっていた。
- ・『意識の差が結果の差、目標あって結果あり』だ。『窮屈な環境でいかに仕事ができるか、それがプロフェッショナルだ』と根本陸夫さんも言ってる。
- ・挨拶ができんやつは使わん。同じくらいできる2人なら、挨拶ができる方を選ぶ。「礼儀は鎧。礼儀は人を守る。」

○自身の出身校広島商業が夏の甲子園で優勝したときのこと

- ・準決勝の前日に事件発生。宿の女将さん曰く「春（選抜）のときは優勝すると思ったけれど、この夏は負けるでしょうね。履き物は揃わない、片付けない、挨拶はしない。乱れている」と。迫田監督がこれを障子越しに聞いていたのかも…。帯同していた2年生は練習に参加するだけで、全然緊張感もなかった。監督は「2年坊、じゃまになるけ、帰れ!」と怒って帰ってしまった。監督曰く「明日は負けて広島へ帰ろう。挨拶もできん、履き物も揃わん、整理整頓もできんチームが、日本一になっちゃダメだ。」

○背暗光明…暗いところには背を向けて、明るいところに向かって進むの意。

一生懸命やってもできなかったことや、頑張った結果の失敗は目をつむる。反省は短くして切り替えていく。そうしないと、前に進んでいけません。どんな状況下であっても前向きに、光が差す方向へ進んでいきたいものです。

♥ よく耳にする大事です。履き物を揃えと心が揃うとか、挨拶の大切さとか等、耳にたこができるほどです。しかし、どれだけの人が実践しているのでしょうか。大事と頭で理解していても、実が伴わなければ何度聞いても暖簾に腕押し、糠に釘です子どもを教育する立場にある我々は、実が伴わなければならないのです。後ろ姿で示したいものです。

◆先達の教え② 生活に汗する 菊池澄子（児童文学作家）

○「平和は歩いてこない、一人ひとりがつくっていくんじゃ」（祖父）

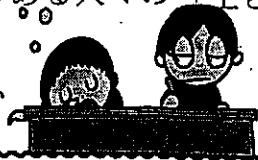
○子どもの「感じる心」を受け止め、可能性を諦めないで向き合うこと、粋の中に子

どもを当てはめるのではなく、個に合わせて支援や中身を創出すれば、生徒が自分らしい力を発揮できることを学んだ。

○障害のあるなしではなく、すべての人が自分らしく生き、誰もが活かされる社会を実現することがとても大事だと思う。

○平和を考えると、社会に生きる者として、障害（バリア）のある人々の「生きづらさ」を理解することも平和を目指す世界に繋がることだ。

○感性を耕して……。思えば、私は感性というシャワーを浴びて、「なぜ？」といっしょに活かされてきた。



♥ 90歳現役で活躍の菊池さんです。長年の経験から、「子どもを枠にはめるな」「誰もが活かされる社会を」「感性を耕してほしい」等々の言葉は、今を生きる我々に大事な示唆を与えてくれる。「平和を考えるということは、目の前の障害のある人の生き辛さを理解することそのものだ」という言葉には、ハッとさせられます。私たちが教育の世界でできることは何なのだろうか。しみじみと考えさせられました。

◆考えさせられたこと

○子どもたちの朗らかな声が街中に、学校の戻ってきました。久しぶりの子ども同士や先生との再会に心躍らせていることでしょう。子どもは節目節目で必ず成長した姿を見せます。心が大人になるというのでしょうか、一つずつ年を取る毎にしっかりしてきます。そこも内から育つ好機会です。最初の一言をいかに発するか、教師の力量を試される場面です。先生方の奮起に期待したいです。

《ちょっと立ち止まって》「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、胸ヶ根の子どもの様子、資料

◆4/25朝の出来事（ひとこま） 物怖じしない子ら◆

「おはようございます」と近づいてきて、にこやかに話を始める小2（？）の子。

「ねえねえ、この石ね、裏がざらざら、表がつるつるなんだよ。」

「へえ、面白いねえ。どこにあったの？」（登校途中の道を想定していた）

「家の庭だよ」じっくり見ようと、私が眼鏡のレンズを押し上げると、

「わ、面白い眼鏡だ」

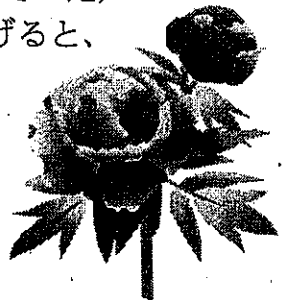
「こうしないと近くが見えないんだよ。戻すと遠くが見えるんだ」

と説明するとしっかり聞いている。側で見ていた子が

「おもしろいおじさん」と笑う。ここらが潮時と判断し、

「気をつけて行ってらっしゃい」と言って別れようとする

「はい。ありがとうございました」との応え。



♥ ほんの1～2分の出来事です。学校内には、こんな場面はいくらでもあります。

大人の側では、似たようなことなので、些か困惑気味かもしれませんが。でも、子どもにとっては出会うもの（こと、ひと）がいつも新鮮なのですね。大人は、対応を工夫しながら、子どもがあきるまでお付き合いをすべき時があります。どこに内から育つ芽があるか分かりませんから…。

後日談（5/20）：同じ2年生がおはようの挨拶後、「あそこ『かみいな』の新聞が落ちてたよ。」「どこに？」「フェンスの中」「拾っていてね」「……」確かに月刊『かみ〇〇』が落ちていました。家庭に配布される物を子ども目線でよく観ているものです。「こんなことにまで」ということにも子どもは目を配っているのですね。

5月分 教育委員会事務事業計画

2025年5月22日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	木		佐野成宏氏お別れの会[東京]	社会教育課長
			小中学校参観	教育長
2	金		小中学校参観	教育長
3	土		馬見塚蚕玉神社例大祭[馬見塚]	教育長
		8:30	東伊那公民館 高鳥山あるけあるけ[高鳥谷山]	社会教育課
4	日			
5	月			
6	火			
7	水	9:00	庁議[大会議室]	教育長、次長
		15:00	来客(県高校再編室)[市長応接室]	教育長
8	木	10:00	関東都市教育長協議会[東京] ~9日	教育長
9	金	9:30	かけっこ教室[赤穂南小学校]	社会教育課
10	土			
11	日			
12	月	10:00	臨時市議会[議場]	教育長、次長
		13:30	文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		16:00	学力向上検討委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
		17:00	中ア運対協監査会[教育長室]	教育長
13	火	9:00	庁議[大会議室]	教育長、次長
		9:30	市内校長会[赤穂小]	教育長、次長、両課長
		9:30	かけっこ教室[中沢小学校]	社会教育課
		14:00	職員共済組合監査会[市役所大会議室]	教育長
		18:00	伊那新校準備会[伊那合庁]	教育長
14	水	9:30	かけっこ教室[赤穂小学校①]	社会教育課
		10:00	臨時市議会[議場]	教育長、次長
			全国都市教育長協議会[川越市] ~16日	教育長
15	金	9:30	かけっこ教室[東伊那小学校]	社会教育課
16	金	9:30	かけっこ教室[赤穂小学校②]	社会教育課
17	土			
18	日			
19	月	8:30	県青少年補導センター理事会・研修会[中野市]	社会教育課
		9:00	庁議[大会議室]	教育長、次長
		15:30	特別支援教育支援員連絡会[市役所大会議室]	教育長、子ども課長
20	火	11:00	給食財団評議員会[赤穂南給食センター]	教育長、次長、子ども課長
		15:30	幼児幼年教育研究会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課長
		18:30	スポーツ推進委員会定例会[南庁舎大会議室]	教育長、社会教育課
21	水	10:00	上伊那市町村教委連絡会[伊那合庁]	教育長、教育長代理
		18:30	地区子ども会総会[各地区]	社会教育課
22	木	10:00	子ども子育て会議[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
		16:00	市内副園長会[保健センター第1会議室]	教育長、子ども課
		18:30	スポーツ協会評議員会[アルパ]	市長、教育長、次長、社会教育課
23	金	18:00	休日部活動地域展開協議会役員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、両課長
24	土			
25	日			
26	月	10:00	来客(南信教事)[教育長室]	教育長
		PM	教育長部会[伊那合庁]	教育長
27	火	10:00	文化財団評議員会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
28	水			
29	木	9:00	市議会全員協議会[第5会議室]	教育長、次長
		15:30	特別支援コーディネーター連絡会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課長
		18:30	市内校長・教頭会懇談	教育長、次長、両課長
30	金	13:30	部課長会[市役所大会議室]	教育長、次長、両課長
	終日		関東甲信越・長野県市町村教委委員会連合会総会[長野市]	教育長、教育委員、次長
31	土	AM	赤穂東小学校運動会[東小]	教育長

6月分 教育委員会事務事業計画

2025年5月22日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	日		明治大学 登戸研究所資料館現地視察[民俗資料館]～2日	社会教育課
2	月	10:00	6月議会開会[議場]	教育長、次長
		15:30	市内公民館連絡協議会[赤穂公民館]	社会教育課
		18:30	赤穂学校給食運営委員会[南庁舎大会議室]	子ども課
3	火	9:30	市内校長会[東小学校]	教育長、次長、両課長
		10:00	文化財団館長会[文化センター]	社会教育課
		13:30	市内園長会[保健センター第1会議室]	子ども課
		14:00	学校用務員連絡会議[保健センター大会議室]	教育長、子ども課
		18:00	休日部活動地域展開協議会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、両課長
4	水			
5	木			
6	金		一般質問検討会	
7	土	PM	上伊那スポーツ推進委員会連絡協議会総会[泰成スポーツフロア]	教育長、社会教育課
8	日	12:00	郷土芸能まつり[文化会館大ホール]	教育長、次長、社会教育課
9	月		一般質問検討会	教育長
10	火			
11	水			
12	木			
13	金	10:00	一般質問[議場]	教育長、次長
14	土			
15	日	9:00	十二天の森初夏観察会[十二天の森]	教育長、次長、社会教育課
16	月	10:00	一般質問[議場]	教育長、次長
17	火	15:00	図書館協議会[図書館]	教育長、次長、社会教育課
18	水	9:00	市議会常任委員会[第5会議室]	次長、両課長
19	木	9:00	庁議[大会議室]	教育長、次長
		18:30	市内PTA協議会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
20	金			
21	土			
22	日			
23	月	10:00	市議会(最終日)[議場]	教育長、次長
		13:00	上伊那地区部活動地域展開情報交換会議[伊那合庁]	社会教育課
24	火	9:00	庁議[市役所大会議室]	教育長、次長
		14:00	定例教育委員会[保健センター]	教育長、次長、両課長
25	水	17:00	職員労働組合保育所部会所属長懇談[]	次長、子ども課
26	木	10:00	お粥ポット贈呈式[市長応接室]	市長、子ども課
		15:30	不登校児童生徒支援委員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
27	金			
28	土			
29	日			
30	月	9:00	庁議[市役所大会議室]	
		13:30	部課長会[市役所大会議室]	

駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、駒ヶ根市子ども・子育て会議委員として下記のとおり任命するものとする。

令和7年5月27日

駒ヶ根市教育委員会

教育長 本多 俊夫

記

1 氏 名 等

選出区分	氏 名	職 名 等	備 考
子どもの保護者	木村 幸生	小学校PTA会長	
	山辺 孝之	保育園・幼稚園保護者	保育園・幼稚園保護者会 連合会 副会長
	奥村 容子	公募	
事業主を代表する者	北川 裕	企業の代表	駒ヶ根青年会議所
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	北澤 孝代	子育てサークル	親と子学び育ちの会 まねき neko
	伊藤 陽子	社会福祉協議会	権利擁護係長
	小出 美紀	保育園の代表	駒ヶ根市保育協会
	高木 優子	幼稚園の代表	聖マルチン幼稚園園長
識見を有する者	佐藤 順子	主任児童委員	
	北原 宏	人権擁護委員	伊那人権擁護委員協議会
関係機関の代表	宮下 一栄	民生児童委員協議会	副会長
	熊谷 篤司	青少年育成委員会	会長
	加治木 今	女性団体連絡会	
	塩澤 京子	食育懇話会	
	小牧 美穂	学校の代表	赤穂東小学校校長

関係課の職員	奥村 真治	危機管理課	消防交通安全係長
	吉澤 淳	企画振興課	企画調整係長
	松崎しのぶ		少子化・人口戦略室長
	表 利彦	都市計画課	調整幹 兼) 景観建築係長
	小林 伸行	福祉課	社会福祉係長
	北澤 寿光	社会教育課	生涯学習係長
	福澤 昌平		スポーツ振興係長
事務局	本多 俊夫	教育長	
	赤羽 知道	教育次長	
	水野 毅	子ども課長	
	塩澤 俊昭	子ども課	学校教育係長
	倉田さおり		教育総務係長
	北原 峰子		母子保健係長
	杉山真之介		幼児教育係長
	野溝 優太		幼児教育係
	菅沼 洋平		子ども相談係長
	三枝 泰子		子育て支援係長
	米村由布子		子育て支援係

※太字ゴシックが今回任命する委員（新任・再任含む）

※関係課及び事務局職員は人事異動に伴う変更

2 任命年月日 令和7年4月1日

3 任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について

図書館法第15条及び駒ヶ根市附属機関に関する条例（昭和52年条例第43号）第2条の規定により、下記のとおり駒ヶ根市図書館協議会委員に任命する。

令和7年5月27日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	役職・団体名	住所	継続
北原 宏	学識経験者（北割2区）		○
横山 絵里	中沢小学校学校長		
下島 美恵子	飯坂保育園長		
北澤 弘美	社会福祉協議会		○
井澤 正子	学識経験者（小町屋）		○
上村 千代子	学識経験者（中沢）		○
小川 清美	学識経験者（東伊那）		○
山下 由美	ファミリーサポートぐりとぐら		
馬場 美保子	図書館ボランティア		○

2 任命年月日 令和7年4月1日

3 任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成 23 法律第 78 号）第 31 条並びに駒ヶ根市附属機関に関する条例（昭和 52 年 12 月 23 日条例第 43 号）第 2 条の規定により、下記の者を駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員に委嘱する。

令和 7 年 5 月 27 日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員

選出区分	氏 名	所属等
識見を有する者	西 村 稔	駒ヶ根市スポーツ協会 会長
識見を有する者	伊 井 島 清 子	駒ヶ根市スポーツ協会 副会長
識見を有する者	菅 沼 航	駒ヶ根市スポーツ少年団 本部長
識見を有する者	松 井 良 文	駒ヶ根市スポーツ少年団 副本部長
識見を有する者	春 日 善 文	駒ヶ根市スポーツ推進委員
識見を有する者	土 金 彰	つちかね整形外科クリニック
識見を有する者	山 田 恵 美	長野県ホッケー協会所属 国際審判員
関係行政機関の職員	大 嶋 信 一 郎	長野県観光スポーツ部スポーツ指導主事 (南信教育事務所駐在)

2 委嘱年月日 令和 7 年 4 月 1 日

3 任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7 教義第 151 号

令和 7 年（2025 年）5 月 20 日

市町村（学校組合）教育委員会

教 育 長 様

長野県教育委員会教育長

県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の
取り交わしについて（依頼）

このことについて、別添のとおり取り交わしたいので、御配意願います。

つきましては、取り交わし書面を 2 部送付致しますので、捺印の上、1 部を貴教育委員会保存用として、1 部を 6 月末日を目途に教育事務所長あて送付してください。

なお、市町村（学校組合）定例教育委員会開催日等の関係で、上記提出期日までの提出が困難な場合、定例教育委員会開催後の提出で構いませんので、その旨を 6 月中に、所管教育事務所の担当主幹指導主事まで御連絡ください。

（問合せ先）

長野県教育委員会事務局 義務教育課管理係

担 当 戸谷、武内

電 話 026-235-7426（直通）

F A X 026-235-7494

電子メール gimukyo@pref.nagano.lg.jp

了 解 事 項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 令和8年度教職員人事異動の基本方針について

令和8年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（4）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。

3 令和8年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。

4 令和8年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

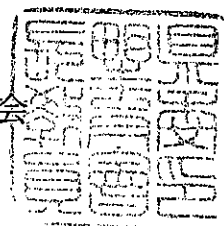
県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

義務教育課

長野県教育委員会と市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）は、全県的視野に立って教育行政の適正かつ円滑な運営を図るとともに、地域に根差した教育を推進するため、教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の任免その他の進退等に関して、次の了解事項を取り交わし、令和7年 月 日から令和8年5月31日までの間これを実施するものとする。

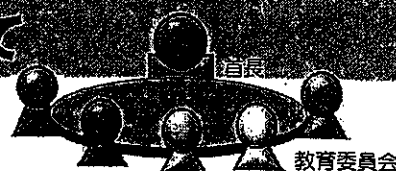
令和7年 月 日

長野県教育委員会



駒ヶ根市教育委員会

総合教育会議について



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

- 構成員は執行機関である首長と教育委員会。
- 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

- 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。
 - ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
 - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - (例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、土曜授業の実施 等
 - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
 - (例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等
- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

総合教育会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

- 1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
- ・青少年健全育成と生徒指導の連携
- ・居所不明の児童生徒への対応
- ・福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援

上記のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

- 2) 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

- 3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体のプロテクトに類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・災害の発生により、生命又は身体のプロテクトは発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合

- ・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

＊いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

駒ヶ根市総合教育会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき設置する駒ヶ根市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 会議は原則として毎年度4月、7月及び11月に開催するものとする。

2 市長は、必要がある場合には臨時に会議を開催することができる。

(会議の招集及び進行)

第3条 会議の招集は、市長が会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

2 会議の進行は、教育次長が務める。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となるおそれがあると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、市長において傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 私語、談笑又は拍手等をしないこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 前各号のほか、会議の妨害となるおそれがある挙動をしないこと。
- 2 前項各号のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、市長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の員数制限)

第8条 市長は、会場の都合により傍聴人の員数を制限することができる。

(議事録)

第9条 市長は、次の事項を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項の規定に基づき非公開とされた議事のほか、会議が必要と認めるときは非公表とする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名

(3) 協議・調整が行われた事項とその内容

(4) その他必要と認める事項

2 議事録の公表は、駒ヶ根市公式ホームページに掲載することにより行う。

(事務局)

第10条 会議の事務局を教育委員会子ども課に置く。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平成27年7月23日から施行する。

(参考) 地教行法抜粋

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

令和6年度 第1回駒ヶ根市総合教育会議

令和6年7月24日(水)
駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

1 あいさつ
市 長

教育長

2 協議事項

(1) 令和6年度事業の推進について

3 意見交換

(1) 人材不足による市費での教育の充実について

(2) 未満児の待機と保育士の発掘について

(3) 部活動地域移行について

(4) 十二天の森の利活用について

- ・ ウミガメプロジェクトについて
- ・ 若者相談室について
- ・ 人権教育に関わって

4 その他

報告(1)

R7-5 定例教育委員会報告

行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	受付番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認	備考
後援	7-016	おり姫倶楽部の作品展 お ばあちゃんたちとゆかこ ちゃんのおりがみの世界	こまがね市民活動支援 センター ぱとな	令和7年5月24日(土)	こまがね市民活動 支援センター	承認	新規
後援	7-017	NBS絵画コンクール「あた らしい乗り物とわたしのま ち」〜リニア新時代に向け て〜	(株)長野放送	令和7年7月1日(火)	長野放送の番組及 びCM内、オンライ ン	承認	新規
共催	7-018	ハッチョウトンボ棲息地 整備作業	ハッチョウトンボを育む 会	令和7年10月18日(土)	駒ヶ根市南割公園	承認	
後援	7-019	令和7年度エレメンタ リー大会	駒ヶ根BC(駒ヶ根市バドミ ントンスポーツ少年団)	令和7年6月15日(日)	駒ヶ根市社会体育 館、赤穂中学校体育 館	承認	新規
後援	7-020	子どもと親の居場所	てんとうむしの会	令和7年4月9日(水)	みなみ子ども交流センター(赤 穂公民館プレイルーム)	承認	新規
後援	7-021	中沢で中沢の住民による 中沢ならではの朗読劇	朗読の会 葉桜	令和7年6月28日(土)	中沢公民館	承認	
後援	7-022	琴伝流大正琴上伊那地区 指導者会 虹彩	琴伝流大正琴上伊那地区 指導者会 虹彩	令和7年8月31日(日)	赤穂公民館	承認	
後援	7-023	第25回上伊那童謡唱歌 をうたう集い	上伊那童謡唱歌をうた う会	令和7年10月4日(土)	赤穂公民館ホール	承認	新規
後援	7-024	第3回わくわく体験in Summer	駒ヶ根市社会福祉協議 会	令和7年8月5日(火)	ふれあいセンター	承認	新規
後援	7-025	生涯学習セミナー	駒ヶ根モラロジー事務 所	令和7年7月6日(日)	市民交流センター 多目的ホール	承認	
後援	7-026	おさらい会	きわピアノスクール	令和7年8月24日(日)	駒ヶ根市文化会館 小ホール	承認	
後援	7-027	スミセイVitalyカップ JVA 第45回全日本バレーボー ル小学生大会南信地区大 会	上伊那小学生バレー ボール連盟	令和7年6月15日(日)	泰成スポーツフロア	承認	
後援	7-028	Fun Fun English	南箕輪村役場 地域づ くり推進課	令和7年6月15日(日)	南箕輪村公民館、 田畑公民館	承認	
共催	7-029	進学ガイダンス in なが の 2025	公益財団法人 長野県 国際化協会	令和7年8月31日(日)	伊那市伊那北小学校 コミュニティルーム	協議中	新規
後援	7-030	第2回にぎわいパラリン カップ	アンダーゴルフ協会カッ プイン・ワン	令和7年8月9日(土)	松川町町民体育館 トレーニングルーム	承認	
後援	7-031	第33回短水路上伊那選手 権水泳競技大会兼学童泳 力テスト	上伊那水泳協会	令和7年8月24日(日)	AFAS伊那スイミ ングクラブ	承認	
共催	7-032	令和7年度長野県中学校 総合体育大会南信地区大 会	南信地区中学校体育連 盟	令和7年6月7日(土)	駒ヶ根アルプス球場、 赤穂中学校校庭	承認	
後援	7-033	第39回長野県学校合唱 大会 南信Bブロック	長野県学校合唱大会南 信Bブロック実行委員会	令和7年7月30日(水)	駒ヶ根市文化会館	承認	

共催 3 件
後援 15 件
協賛 0 件
18 件

〔うち新規
7 件〕

承認 17 件
不承認 0 件
協議中 1 件
18 件

令和7年度 みんなでたすけあい、子どもに笑顔を

子育てサポーター養成講座

「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が会員となり、会員同士が支え合うファミリーサポートセンター。子どもを預かるために必要な基本的な知識や技術を学び、地域の子育てパートナーとして子育て家庭と一緒に応援しませんか？



会場 駒ヶ根市役所 南庁舎2階 大会議室
定員 10名程度(20歳以上の方で受講資格は問いません)
託児 要相談
持ち物 筆記用具他(講座の内容により、事前にお知らせいたします)

回	日	時間	内容	講師
1	6月18日(水)	9:50~10:00	開講式	子ども課
		10:00~11:00	子育て支援サービスを提供するために①	子ども課 子育て支援係
		11:00~12:00	子どもの栄養と食生活①	子ども課 管理栄養士
		13:00~15:00	子育て支援サービスを提供するために②	子育て支援センター長
2	6月25日(水)	10:00~12:00	身体の発育と病気	昭和伊南総合病院 小児科 鈴木 敏洋 先生
		13:00~15:00	事故による子どもの傷害・心肺蘇生法 リスクマネジメント	上伊那広域消防本部 伊南北消防署 職員
3	7月2日(水)	10:00~12:00	心の発達と保育者のかかわり	保育カウンセラー 佐倉 礼子 先生
		13:00~15:00	小児看護の基礎知識①	昭和伊南総合病院 看護師 藤原 仁美 様
4	7月9日(水)	10:00~12:00	保育の心	中沢保育園 平沢 美樹 園長
		13:00~15:00	障がいのある子の預かりについて	保育カウンセラー 佐倉 礼子 先生
5	7月16日(水)	10:00~12:00	小児看護の基礎知識②	子ども課 保健師
		13:00~15:00	児童虐待と社会的養護	子ども課 こども相談係
6	7月23日(水)	10:00~12:00	子どもの生活へのケアと援助	子ども課 助産師
		13:00~15:00	子どもの遊び	東伊那保育園 春日 志保 園長
7	7月30日(水)	10:00~12:00	子どもの栄養と食生活②	子ども課 栄養士
		13:00~14:30	子育て支援サービスを提供するために③	子ども課 子育て支援係
		14:30~15:00	閉講式	子ども課

お申し込みの
締め切りは
6月9日(月)
となります



お申し込み・お問い合わせ
駒ヶ根市ファミリーサポートセンター
(駒ヶ根市教育委員会 子ども課内)
担当 小倉
TEL 0265-83-2111(内線715)
FAX 0265-83-2181
E-mail kosodate-ka@city.komagane.lg.jp

きりとり

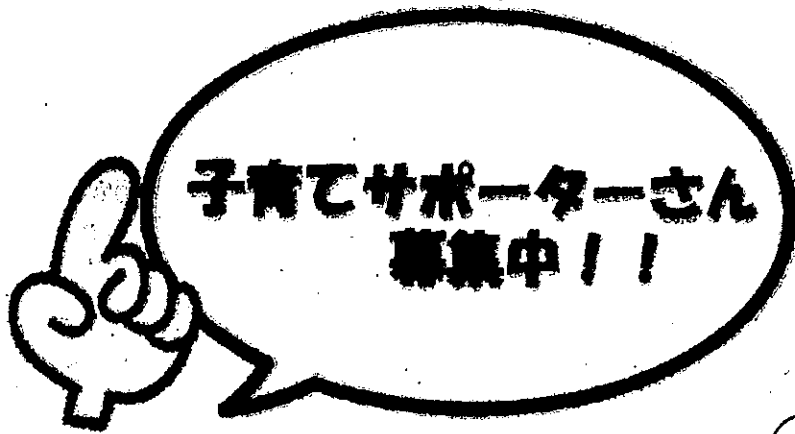
令和7年度 子育てサポーター養成講座 申込書

お名前 _____ 生年月日 _____

ご住所 _____ 地区 _____

電話番号 _____ -20- 託児希望 有・無(お子さんの年齢 _____)





Q ファミリーサポートセンターってなに？

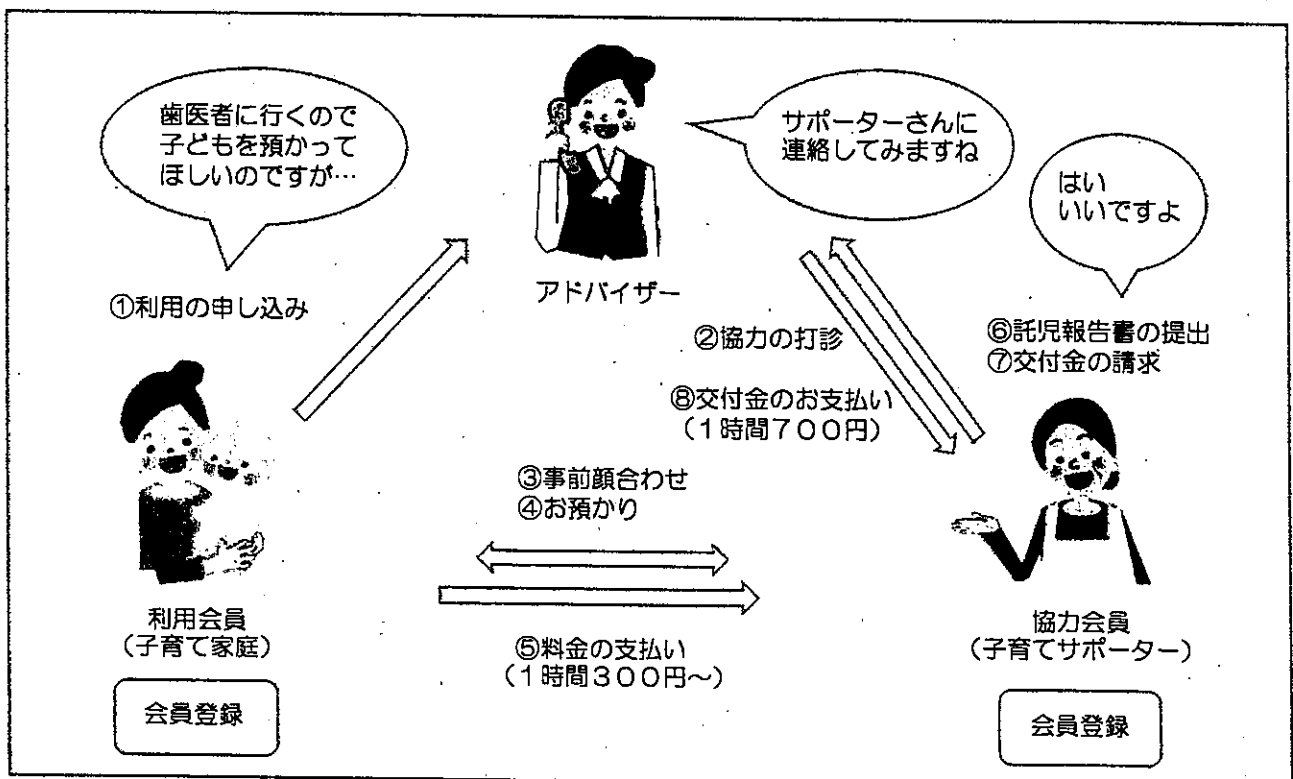
A 「子育てを応援してほしい」利用会員さんと「子育てを応援したい」サポーターさんが、地域の中で子育てのお手伝いをしあう会員組織です。

Q 活動の内容は？

A お子さんのお預かりや、保育園の送迎、育児のお手伝いなどです。

Q 子育てサポーターになるには？

A センターが主催する「子育てサポーター養成講座」（毎年6月頃開催）を受講し、会員登録をしてください。



利用会員さんは
1時間300円～で
利用できます



サポーターさんは
1時間1000円～を
受け取れます